

COP11 における名古屋議定書に係る議論について

COP11 では、名古屋議定書政府間委員会の延長を含めた COP12 までの検討の進め方について決定するほか、ABS クリアリングハウスや多国間利益配分メカニズム、能力養成等について討議される。予定されている議論の項目は以下の通り。

- 名古屋議定書の現状及び関連進展事項
 - ・ 多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様（第 10 条）
 - ・ ABS クリアリングハウスの運用の態様（第 14 条）
 - ・ 能力開発、能力向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置（第 22 条）
 - ・ 遺伝資源、伝統的知識及び ABS の重要性を啓発するための措置（第 21 条）
 - ・ 議定書の遵守を促進し、及び不履行の事案に対処するための協力的な手続及び組織的な制度（第 30 条）
 - ・ その他の事項

- 財源及び資金メカニズム
 - ・ GEF6 期間のニーズ評価（名古屋議定書実施基金含む）